平成30年第3回伊賀市議会(定例会)

請願文書表

平成30年6月4日

1 受理	番 号	請願第7号
2 受付年	月日	平成30年 5 月23日
3 請願者の及び氏		伊賀市上野中町2976-1 伊賀市障害者福祉連盟 会長 福澤 正志
4 請願の	件名	伊賀鉄道の障がい者運賃割引に関する請願について
5 請願の	要旨	全国的に障がい者運賃割引が拡充される中で、伊賀鉄道の障がい 者運賃割引は、身体障がい者手帳・療育手帳を所持する方で、手帳 の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」の記載がある 場合、介護者とともに利用する場合は5割引となりますが、本人の み単独で乗車の場合は、乗車キロ程が101kmに満たないため割弱者 とも一定の条件に該当する場合を除き、割引が適用されないといっ た厳しい条件となっています。 平成24年2月に、総務省中部管区行政評価局は、「障がい者が単 独で鉄道に乗車する場合、100kmを超える長距離でなくても、情処理 委員会に諮り、その意見を踏まえて、中部運輸局に対して、障がい 者が自常生活においても鉄道運賃割引を受けられるように、質割引 を受けられるようにして、ほり引がを 者が自常生活においても鉄道運賃割引を受けられるように、演割引 がるが自常地活においても鉄道運賃割引をであっても運賃制引を 行うよう積極的に鉄道事業者に要請するようあっせんしました。 また、障害者基本法では、平成5年に精神障がい者が障がい者 がはかれ、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者と して追加され、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同 じ位置付けとなっており、精神障がい者のみ割引の対象から除外されている現状は他の障が事業所での賃金収入よりも、そこへ通うた 現実に、策がい着、第十下のの賃金収入よりも、そこへ通うた 現実に、策がい運賃が上回るようなことが起こっており、生活に支 障をきたしています。 よって、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、より 良い生活を送るため、移動手段である伊賀鉄道の障がい者運賃割引 が制限される条件を撤廃し、すべての障がい者の移動する権利を確 保して頂けるようにお願い申し上げます。
6 紹介	議員	信田利樹、上田宗久、近森正利、中谷一彦
7 付託委	員会	総務常任委員会